

流山市国民健康保険運営協議会（平成27年度第2回）会議録

- 1 日 時 平成27年6月22日（月）午後1時15分
- 2 場 所 流山市役所第1庁舎3階 庁議室
- 3 招集日 平成27年6月2日
- 4 出席委員
武笠 高士、渡辺 政子、金森 弘行、椎名 和彦、
横田 勝正、平泉 君江、秋元 篤司、鈴木 孝夫
前田 良助、平井 賢俊、若菜 幸二
- 5 欠席委員
沖山 修、大塚 宗一郎
- 6 事務局
倉井市民生活部長、湯浅市民生活部次長
鈴木国保年金課長補佐、高崎国保年金課長補佐
岩本賦課給付係長、吉野収納係長、山崎賦課給付係主事
- 7 傍聴者
1名
- 8 議題
(1)平成28年度国民健康保険料の見直しについて
- 9 配付資料
(1)平成27年度第2回流山市国民健康保険運営協議会会議資料
(2)「平成28年度国民健康保険料の見直しについて」諮問書の写し
(3)所得階級別の調定額（世帯）の比較
- 10 会議時間 開会 午後1時15分
閉会 午後2時35分

議事内容

（事務局）

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。
開会前に配布資料の確認をさせていただきます。

（配布資料の確認）

次に事務局からお願いを申し上げます。本日、会場の都合上マイクの使用はできませんが、会議録の作成上、発言の前には委員名を述べてから発言をお願いいたします。

(事務局) それでは、ただいまから、平成27年度第2回流山市国民健康保険運営協議会を開会します。

開会にあたりまして、会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長) 委員の皆様方には、公私共にご多忙の中お集まりいただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は「平成28年度国民健康保険料の見直し」について、市長から諮問を受けることになっております。

前回の協議会でも説明がありましたが、短期間で集中的に審議をしていただくこととなりますが、国民健康保険料の改定という重要な議題となりますので、忌憚のないご意見をお聞かせ願えればと思いますので、よろしく申し上げます。

(事務局) それでは議事に先立ちまして、井崎市長よりご挨拶を申し上げます、あわせて諮問書の交付を行います。

井崎市長、よろしく申し上げます。

～井崎市長、あいさつ後、諮問書を朗読し、会長へ～

(事務局) ここで市長は公務の都合により、退席させていただきます。

(事務局) それでは引き続きまして会議を進めたいと思います。協議会の議長は、流山市国民健康保険規則第6条の規定により、会長となっております。会長よろしく申し上げます。

(議長) これより議事に入ります。

只今の出席委員は、11名であります。

よって、定員数に達しておりますので、会議は成立していることを

ご報告いたします。

(議長) 次に、1名傍聴したい旨の申し入れがあり、議長において、これを許可しましたのでご了承願います。

～ 傍聴人入室 ～

(議長) それでは、会議次第に基づきまして議事を進めさせていただきますが、先程市長から諮問のありました議題1の「平成28年度国民健康保険料の見直しについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局) よろしく申し上げます。

今後、集中的に審議してまいります。本日は、お配りした資料を基に、まずは、流山市国民健康保険の現状をご理解いただくように説明してまいります。

はじめに、前回、平成26年度の決算見込みの説明をした際に、委員の方から、黒字収支のあり方にご質問があったことから、ここで再度説明させていただきます。

平成26年度実質収支については、歳入が163億2,616万3,314円、歳出が161億6,116万3,314円で、差し引きで収支が1億6,500万円の黒字となる見込みと説明しましたが、ここで、出納期間閉鎖後の金額が確定しましたので、その金額でお話しさせていただきます。資料の9ページをご覧ください。平成26年度決算見込の欄があると思いますが、中ほどの平成26年度の列の最後に、収支額1億8,485万5千円とありますが、これが、平成26年度の収支となります。保険料の収入見込みが、上がったため、前回の説明よりも2千万円ほど多くなりました。

ただし、この収支額には、平成26年度で国から多く支出された国庫支出金を平成27年度で返還しなければならない返還金分1億6,485万5千円が含まれており、また、緊急の事態が生じた場合に充てることとなる国保の基金への積立金2千万円と併せて、全額充当する予定であり、実際には黒字収支分は相殺されるものであります。

それでは、お配りした会議資料を順を追って説明します。

まず、1ページをご覧ください。国民健康保険制度の全国的な課題になりますが、市町村国保が抱える構造的な問題です。

国民健康保険の発足当時は、農業従事者や自営業者を主な対象とした制度だったわけで、その割合は昭和40年代には6割であったのが、産業構造の変化により、近年では15%を下回る状況にあり、被用者や無職・年金生活者の割合が大幅に増加し、7割程度になっている状況です。

一方で国保の被保険者は65歳以上74歳までの割合が次第に増加しており、平成24年度には、32.9%となっています。

このように年齢構成の高齢化が進む中で、当然、医療にかかるリスクも上がるため、医療費水準が高くなるものです。

また、無職者・年金生活者が多いため、他の保険制度に比べ、所得水準が低いということになります。

保険料負担の問題ですが、2ページをご覧ください。表の中段に、加入者一人あたりの平均所得に対する平均保険料の割合を示していますが、国保は9.9%となっており、保険料の負担感が他の保険制度より高くなっているところです。被用者保険の場合には、会社負担がありますので、これにより負担率が低く抑えられているところです。なお、この保険料には介護分は含まれていません。

1ページに戻ります。こうした負担感は、国保財政に影響しており、景気の動向を反映し、収納率の低下やこれまで申し上げてきた構造的な問題が総合的に作用し、本来は特別会計として独自に事業を行うところですが、歳出に不足が生じ、一般会計の繰入や繰上充用などがおこります。

3ページをご覧ください。全国的な国保の構造問題は、流山市の国保にも共通の問題として表れています。

まず、被保険者の年齢構成ですが、流山市は、30代40代を中心に人口が増えていますが、サラリーマン世帯の流入が多く、75歳で後期高齢者医療制度に移行する人口が国保の加入者を上回る状況にあり、被保険者数は減少しています。一方、65歳以上74歳までの前期高齢者数は、毎年増加しており、現在、約4割程度ですが、今後、5年ほどで約5割に達する増加となり、ここ数年の高齢化の進行状況は、大きな問題と考えています。

4ページをご覧ください。流山市国保の歳出総額は、160億円あまりですが、その内、保険給付費が110億円弱、後期高齢者支援金

が23億円、介護納付金が9億円余りとなっており、この3つが歳出の主な要因となっています。

保険給付費については、平成20年度から20億円ほど増加し、後期高齢者支援金も平成20年度から7億円ほど増加しています。60歳以上の方の医療費が全体の7割を占める状況で、これらの歳出の増加は、被保険者の高齢化や医療の高度化が反映しているところです。

こうした中で、一般会計からの赤字繰入金については、これまで増減はありましたが、平成25年度、平成26年度と4億円を超え、高止まりの状況となっているところです。

5ページをご覧ください。東葛9市に財政の類似団体である習志野市と八千代市を加え、一般会計からの赤字繰入金の状況を比較したものです。被保険者数や財政規模の違いがありますので、一人あたりの繰入額に算定し比較しています。我孫子市を除き、金額の高低はありますが、各市、繰入金をある程度みななければならない状況が窺えます。

一方、国も国保の構造的な問題を保険者の負担に任せるだけでなく、持続可能な制度とするため、国民健康保険法の改正をして、こうした問題に取り組んでいるところです。6ページから8ページがこれに該当しますが、6ページがまとめになっていますので、6ページをご覧ください。

国保の構造的な問題を緩和するため、国は、国保の財政基盤強化のため、1,700億円の公費を投入し、平成27年度から保険者支援制度の充実を図ります。まだ、計算方法が明確にされていないため、確定ではありませんが、これにより、流山市も1億6千万円ほどの歳入増が見込めるところです。

さらに国は、平成29年度以降も約1,700億円の公費の追加投入をする予定ですが、財政基盤強化のための基金の創設の財源や自治体の責めによらない要因により医療費が増加している場合、例えば、精神疾患により会社をやめ国保に加入する割合も、近年高くなっていますが、このような要因に対し、また、収納率が向上しているなどの要因に対する支援として公費を投入するもので、これによる歳入増加については、概要が明らかになっていませんので、予測が現在できないところです。

また、平成30年度から市町村とともに、都道府県が財政運営の責任主体となることが決まっています。これにより、より広域的な財政運営により、小規模保険者の財政運営リスクを回避していこうとする

もので、制度の安定化を図るものです。

都道府県化になった場合、県は、千葉県全体の医療費を集計し、これを賄うための保険料を算定したうえで、各市町村の医療費や所得状況に応じて、標準保険料を各市町村ごとに定め、併せて、各市町村が納付すべき分賦金を割振りますが、比較的所得水準の高い流山市は、これまでの保険料収入を上回る分賦金が課せられることが想定され、さらに赤字繰入金が増額することになります。

9ページをご覧ください。平成28年度から平成31年度までの国保の財政見通しになります。

算定するに当たり、まず、歳入については、今年度から実施される保険者支援制度の充実による増額を見込んでいますが、平成29年度以降の公費投入については、詳細が不明なため除いています。歳出については、これまでの増加率を参考に、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金を算定し、さらに、都道府県化による分賦金の増額を想定し、その他、人件費等総務関係の費用については、平成27年度予算ベースで計上したところです。

10ページをご覧ください。9ページの繰入金の部分を抜き出しています。

国保会計の話になりますが、国県からの補助金は、直接、国保会計に入る場合と一旦、一般会計に入り、一般会計からの法定内繰入金として国保会計に入る場合があります。今年度から実施される保険者支援制度の充実による増額は、法定内繰入金として増額になるもので、10ページの法定内繰入金の（保険者支援分）のH28を見ていただくと、1億6,030万4千円の差額がこれに当たるものです。

国保財政の状況を判断する材料として、法定外繰入金が挙げられますが、先に策定した中期実施計画では、法定外繰入金を平成28年度で2億7,110万9千円で見込んでいましたが、改めて算定したものが、下期実施計画案の財政見通しで4億1,927万9千円となり、1億4,817万円増加したところです。

国の公費投入があるにも関わらず、繰入金が増加している要因としては、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増加とともに、退職被保険者制度が廃止となり、療養給付費等交付金が社会保険診療報酬支払基金から段階的に減額されており、これが大きな要因と考えられます。

下期実施計画の財政見通しについては、まだ確定したわけではなく、今後、市長・副市長ヒアリングやパブリックコメント等を通じて決定

していきませんが、仮に、平成28年度以降の法定外繰入金について、中期実施計画で策定した分が、一般会計からいただけたとした場合で、1億4,817万円ほど赤字が生じるということです。

平成29年度以降に新たに1,700億円の公費が追加で投入されることとなりますが、この公費については、収納率の向上など医療費適正化の事業評価により配分されるため、追加公費の投入分は算定できないところであり、平成29年度以降の法定外繰入が増額となっているところです。

事務局としては、平成29年度以降の公費追加について見極める必要がありますが、当面、平成28年度における、法定外繰入金の増額分、1億4,817万円を保険料の引き上げにより対応したいと考えています。

11ページをご覧ください。保険料の構成について説明します。保険料は、医療費に係る給付に充てるための医療分と、75歳以上の後期高齢者医療制度を支えるため全ての保険者が負担することになっている後期支援分と、40歳以上64歳までの被保険者が介護保険を支えるための介護納付分の3つから構成されており、それぞれに保険料率や均等割額が定められています。

医療分の図をご覧ください。医療費については、概ね3割が自己負担となり、残り7割が保険給付費として市が負担しますが、その保険給付費の財源内訳が、図の歳入として示している項目からなっています。

後期支援分の図をご覧ください。75歳以上の後期高齢者医療制度は、公費5割、保険料1割、保険者負担4割の負担になるよう国が財源を定めています。このうちの保険者負担4割分に対し、流山市国保も保険者として、後期支援金を支出しています。この後期支援金の財源内訳が、図の歳入として示している項目からなっています。

介護納付金分の図をご覧ください。介護保険は、公費5割、65歳以上の保険料2割、40歳以上64歳までの第2号被保険者に係る保険者負担3割の負担になるよう国が財源を定めています。この内、保険者負担3割分に対し、流山市国保も保険者として、介護納付金を支出しています。この介護納付金の財源内訳が、図の歳入として示している項目からなっています。

このように、保険料を考える場合、医療分、後期支援分、介護納付分のどこをどうするかということをお慮する必要があります。

12ページをご覧ください。平成25年度における近隣11市の保険料比較となります。表の順番は、平成25年度の現年分保険料総額を被保険者数で割った、一人あたり調定額、つまり、一人あたりの平均保険料で並べています。

中段に保険料の種類別の保険料率と均等割額を示していますが、この内、所得割を応能といい、均等割と平等割を応益とし、下段に応能合計、応益合計としてまとめています。

流山市の特徴として、保険料率はそれほど高くはないけれど、平均保険料が高くなる傾向がありますが、それは、比較的、被保険者の所得が高いといわれます。この傾向を表しているのが、2段目にあります、平均保険料を平均所得で割った保険料負担率になります。一人あたりの保険料が6位になりますが、保険料負担率が9位というのは、他市に比べ、それだけ、所得が高いか、又は、保険料率が低いということになります。

13ページをご覧ください。これは、歳出に占める種類別の保険料の割合となっています。国県からの補助金の多過により変化しますが、平成21年度に医療分の保険料を引き上げたことから、占有率の下落が医療分は緩やかになっていますが、後期支援分や介護分については、しばらく引き上げていないため、占有率の下落が大きくなっています。

また、千葉県の指導監査においても、保険料の引き上げについては、後期支援分と介護分を考慮するように指摘されているところです。

14ページをご覧ください。先ほど、保険料は、率の部分と均等割などの世帯員数に応じたものがありますが、所得の低い世帯にとっては、軽減措置があるとはいえ、均等割中心の引き上げとなると、その世帯員数が負担となる可能性があります。そこで、保険料を考慮する場合、世帯員数を把握することも重要と考えています。

話が長くて恐縮ですが、保険料の見直しを考える場合のポイントをまとめると、国保の構造的な問題ですが、被保険者の高齢化により医療費が高騰している。また、年金所得者が多く所得水準が他の保険制度に比べ低く、保険料負担感が高くなっている。一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況にある。こうした問題は、流山市の国保にも当てはまる共通の問題であること。

今後、医療制度改革により新たな公費投入があるが、平成28年度以降の流山市国保の財政見通しでは、さらに繰入金が増加する。

また、平成30年度の都道府県化となると、更なる納付金も想定さ

れる。

以上の状況を踏まえ、保険料の引き上げについて考慮する必要があること。

また、保険料の引き上げについては、全体として、1億4800万円ほどの引き上げを想定したいこと。

保険料の算定にあたっては、被保険者の負担感、他市とのバランス、所得割と均等割のバランス、所得階層と世帯員数の考慮、千葉県からの指導監査の指摘事項などを考慮する必要があると考えています。

こうした点を踏まえて、事務局の保険料改定案のたたき台が、本日配布しているものです。これについては、次回以降に協議したいと考えますが、まずは、これまでの国保の実情についてご理解いただきたいと思いますので、一旦ここで質疑に移りたいと思います。

(議長)ただいま、平成28年度国民健康保険料の見直しについて事務局から説明がありました。今、説明があったことについて不明な点、或いは疑問な点等がありましたら質問をしていただきまして、ご意見等についてはその後でということにしたいと思いますがよろしいですか。

まず、今説明をしていただいた資料の中で、もう一度確認をしたいとかこの点はどうかとか、説明についての質問をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)13ページの説明のところですが、医療分については平成21年に引き上げを行ったという事で、後期、介護分については引き上げを行っていなかったという事です。後期、介護分を直近で引き上げたのはいつなのか、また、どのような引き上げを行ったのか教えていただきたいと思います。

(事務局)まず、医療分から説明させていただきますと、医療分については平成21年度に引き上げをさせていただきました。均等割を3,000円の引上げということで、16,200円から19,200円とさせていただきます。介護分につきましては、所得割と均等割の引上げをさせていただきます。平成18年度に引き上げを行っております。所得割が1.3%から1.4%、均等割りが12,000円から12,600円に引上げをさせていただきました。これが平成1

8年度からという事です。

後期支援分につきましては、平成20年度から後期支援分が発生しておりますが、制度開始から改正はしておりません。

(議長) よろしいですか。他にございますか。

(委員) 1ページ目の一般会計繰入金ですが、市によっては繰入額に差があるという事を聞くのですが、これからも平成30年度になって、流山市は収納率が良いので、また上がるようなことを聞いたのですが、千葉県においてはどのくらいの差があるのでしょうか。高いところ、低いところということ。

(事務局) 千葉県全体の一人あたりの法定外繰入金というところでお話をさせていただきますと、我孫子市さんが0ということでこれが最低額です。最高額としては、勝浦市さんが25,240円です。これは平成25年度の集計になります。

(委員) 0円と25,240円というのは随分差がありますね。

(事務局) 補足して説明をさせていただきますと、我孫子市さんが0円というのは、我孫子市さんの財政状況にもよるかと思いますが、一つ大きいのが、震災の関係で震災調整交付金というものが国から交付されています。我孫子市さんは液状化の関係で非常に被害があったということで、国の方から復興に関連した調整交付金が交付されていて、その部分が我孫子市さんとしては大きいということを知っておりまして、平成25年度では赤字繰入金は無かったということです。

(委員) もう一つよろしいですか。1ページの6ですが、保険者が少しずつ減ってきて、小規模保険者がだんだん減って行って国保に来るわけですが、最近の世の中の動きにとっては、私の知っている限りでも小規模企業が保険料を払えなくて、国保に移行するような中小企業が非常に多いのですが、最近の流れとして、5年、10年単位で保険料が払えなくて国保に移行した小規模の企業がどのくらいあるのか実績のデータはありますか。

(事務局) 具体的な数値というのは無いのですが、先程お話をさせていただいたように、産業構造の変化により、被保険者自体が被用者と年金生活者、無職者が増えてきております。数字的には確か3割程度が被用者だったと思いますが、後で確認させてください。

(議長) 他にございますか。

(委員) 一件お尋ねしたいのですが、今回保険料の値上げという事を諮問されているわけですが、近隣、他市でも同様の動きというのがあるのかどうか、情報があれば教えていただけますか。

(事務局) 保険料の引上げについては、まだ確実にやるという情報が入っている所はございません。話としては、鎌ヶ谷市さんは引き上げをしたいという意向は持っているということですが、まだ決まったわけではないという事です。流山市の場合は、こういった国保の運営協議会等を通して市民参加という形で、市民の方に協議をしていただく機会を設けております。これは、保険料も特別な扱いはしていないのですが、もう一つ流山市の市民参加の方法として、パブリックコメントというものがありまして、まず、協議会で決まった時点で、今後そのパブリックコメントで広く市民の方の意見を聞いていくというところもございまして、そういう手続きがありますので、少し流山市は早く保険料について審議させていただいております。他市の状況について申し上げるのはなかなか難しいのですが、今後、予算を組みながら保険料について審議していくのではないかとというふうに考えております。

(委員) もう一つよろしいですか。現在平成27年度で、28年度という翌年度の事を、残り9カ月で決めていかなければならないのですが、日程的にどうなのでしょう。もう少し、ゆったりとした、例えば28年度ではなくて、29年度にするとか、先程言われたパブリックコメントとか公聴会とか、そういったことを検討の上で、これは税金みたいなものですから、それを上げるとなると相当の時間をかけて周知徹底を図って合意を得ていかないといけないのではないのでしょうか。

(事務局) 委員ご指摘の件でございますが、まず、パブリックコメントというのが大体一か月程かけて実施するという事になっていまして、その手続きを逆算していきますと条例改正が一つありますので、今後の議会で条例改正を図り予算の協議をお願いしていくという形になります。そうしますと、パブリックコメントの結論を12月議会までに得なければならないというのが手順としてありまして、そうしますと、9月から10月という期間でパブリックコメントを行っていくという形になりますので、スケジュールがかなりきつい状態に進んでいるという事が一方ではあります。

(委員) 1億4,800万円が不足するというお話ですよ。これについて、値上げしないと中々埋め合わせが出来ないという事になると思うのですが、過去に21年度から27年度まで7年度値上げをしないで、市側で最大限の努力をしてきたわけです。これまで再三に亘りまして値上げについてはこの場でも議論してきました。値上げしなければそれに越したことは無いという事は誰でもそう思っているわけです。収納率にしましても流山市は他市に比べてかなり努力してまして、その結果、保険料の値上げをしなくて済んできた経緯があるかと思えます。これについては私も長くやっていますから、保険料の値上げについては、喧々諤々大分議論してきました、3回も4回も議論したり、各委員が文書で何故値上げするのかの理由付や、こういう事をしたら値上げをしなくて済むのではないかという意見を提出した経緯があります。最近の動向を見ますと、医療費もかなり増加してきているし、来年度は医療費の改定があるので、そういう事も勘案して十分協議していく必要があると思えます。次回、具体的に各論に入っていくわけですが、その辺でまた見極めていく必要があると思えます。今日は、一応流山市の実態と各市の状況を伺いましたので、それを踏まえて次回はいっと具体的意見を書いていきたいと思えます。

(議長) 他にございますか。
委員どうぞ。

(委員) 今、委員からもお話がありましたように、これまで20年度から保険料を据え置いて、収納率を高めたり色々努力してきた中でこれまで据え置いてきたという状況があるかと思えます。

ただ、資料の４ページの繰入金の推移ですが、平成２５年度が４．３億円、２６年度も同様の金額であったり、資料の９ページの今後の２８年度から３１年度の一般会計からの繰入金を見てみますと、かなりの金額を一般会計から繰入れしなければならないという状況も見込まれるということです。本来であれば、特別会計ですから独自で歳入歳出の形をきちっと作っていかなければならないというのが建前だと思うのですが、中々そうもいかないのが一般会計からも繰入れをしてこれまでもやってきたという状況もあるかと思いますが、今後、こういう見込の中で流山市として値上げをしないでやっていけるのかどうか、委員からもお話がありましたように、十分議論した中で決めていく必要があると私も思います。

（議長）他にございますか。

（委員）参考までにお伺いしたいのですが、流山市には３０代４０代の年齢の方が大分転入してきていると思いますが、実際にその中で、どのくらいの方が国保に入ってきているのかという事が一点です。

それから、先程県の指導監査で２点指摘されたという事ですが、その点について当局はどの様にお考えでしょうか。

（事務局）３０代４０代の方がどのくらい国保に加入しているかというのが中々難しいのですが年齢別で人数を申し上げますと、３０歳から３９歳までの被保険者数が４，１１３名、４０歳から４９歳までが４，７６３名、５０歳から５９歳までが３，９２４名、６０歳から６４歳が５，２２２名、６５歳から６９歳が８，５９８名、７０歳から７４歳までが８，９５０名という状況です。平成２６年度の数値です。

それと県の指摘という事ですが、県の指摘としましては介護納付金と後期高齢者支援金の賦課額について、次回保険料の見直しをするときは、適正に算出するように改めることということで指導監査としては受けております。

（委員）そうしますと、流山市は他市に比べまして低いので、もっと引上げろという指摘ということですか。

（事務局）介護納付金と後期高齢者支援金については、そういう事だ

と理解しております。

(委員) 強制力はないわけですね、指導監査では。

(事務局) 国民健康保険法でも保険料の設定については、各市の条例で定めることとなっておりますので、裁量権としては市が持っているものと考えております。

(議長) 他にいかがですか。

(委員) 資料の9ページの歳入の国民健康保険料ですが、平成27年度を基にして、平成28年度から平成31年度まで同じ金額になっていますが、これも次回検討するとき、人口の動きのシュミレーションをして、特に団塊の世代の動きがここに反映されてくると思いますので、そういったものを含めて国民健康保険料そのものをシュミレーションしてみる必要があると思います、こんなケースこういうケースということで。そうしないと、平成31年度には法定外繰入金で3億5,500円となっておりますが、もっと増えるかもしれないです。その辺を決めて、またすぐに保険料の値上げという事にならないように、収入がどの程度になるのかシュミレーションをする必要があるのではないのでしょうか。

(事務局) 保険料のシュミレーションというご指摘は確かにごもっともだと思いますが、中々その算定方法というのは難しいところがあります。一つ理由としましては、先程説明しましたように国保の構成自体が60歳以上の方が5割程度になっております。そうしますと、その方々はほとんど年金収入になりますので、年金収入になるとほとんど収入としては変わらないという状況になります。そうするとそこで保険料収入として高く見込むというのが中々難しくなります。そういうことで、平成27年度の調定を参考にして、28年度以降の調定額を一定にしているところです。この金額の増減については、この28年度から31年度の4年間で人口構成がどの様に変わっていくかというところがあるのですが、流山市の場合、おそらく今の60歳以上の人口構成については増加はしていくものの、大きく変化することは無いと見込んでおりますので、保険料についても一定になるのではないかと

見込んでおります。

ただ、今後、平成32年度以降については、さらに現在60代の方もどんどん後期に移行していきますので、この方々が減っていくという事は懸念しておりまして、年金から保険料をお支払いいただくという事は、一定の金額は確保されるという事はあるのですが、保険料収入としては今後危うい所があるのではないかと想定はしています。

(議長)他にございますか。

(委員)先程の諮問書の考え方なのですが、表題が「平成28年度国民健康保険料の見直しについて」ということで説明の中でも、9ページ10ページで説明があった法定外繰入金の1億4,800万円を解消したいという事だと思いますが、この諮問書の1ページの最後の「国民健康保険制度を今後も持続可能な制度として維持していく」と言われているわけですが、長期的に保険料の見直しを行うのか、28年度の不足分だけの見直しをして29年度にまた見直しを行うのか、その辺の考え方を教えていただきたいのですが。

(事務局)諮問としては、28年度の保険料の見直しという事をお願いしておりますが、平成29年度以降については、先程もご説明させていただきましたが、新たに公的資金が投入されるということがありますので、それを見極めないと、今現在どうなるかというのが議論できないところです。

ただ、平成28年度以降について想定されることとして、先程ご説明しましたが、30年度に都道府県化がありまして、平成29年度に新たに公費負担と各市に割り振られる金額が示される予定です。それを見て改めて検討したいと考えております。

(委員)平成30年度になると県単位化になりますが、そうすると、保険料自体を県の方で色々な事を勘案して積算して、標準的な保険料を示すと思うのですが、かなり差が出てくる可能性はありますか。

(事務局)まだその辺については、はっきり出ていませんが、各市の所得と医療費の状況に応じて千葉県全体の保険料を按分していくという事になっています。そうしますと、資料の12ページでお示した

のですが、保険料の負担率というところが一つ問題になってくると思います。流山市はこの11市と比較しますと、保険料の負担率は低い状況になっています。この率で各市に振り分けられるのかどうかは分からないところがあるのですが、いずれにしても、所得や医療費水準の高い所に保険料を割振る按分が高くなっていくことが想定されます。そうしますと、金額的な事ははっきりと申し上げられないのですが、流山市の分賦金としては、おそらく高く配分される可能性があると思っています。それと、千葉県全体の保険料の負担率なのですが、平均で13.01%、全国平均で14.3%となっています。そうしますと、流山市の10.37%というのは、おそらく所得の水準は非常に高いので、割り振られる金額としましては高くなるのではないかと想定しています。

(委員) 6ページの平成30年度からの、県が財政運営の責任主体となるということで、県の方で運営方針を決めて市町村は実働部隊であって、ルールは県で決めますよ、現場は徴収と管理と保険給付、保険事業などソフトの方をやりますよという事になると、地元で動かせるお金を決定するのは地元ではない。全部県で決めてくる。それで地元は宿題を背をわされて、こういった徴収や管理とか給付を決定すると。そうすると、こういった運営協議会は無くなるのですか。

(事務局) 国保運営協議会自体は各市残りますし、県にも新たに運営協議会が設置される予定です。財政につきましては、あくまでも県の方では標準保険料を示し、これだけ流山市は納めてくださいというものは当然きます。その割り当てられた金額を示すと同時に流山市の標準保険料率を示してきます。ただ、保険料率そのものは各市町村の条例で定めるところは残りますので、これについては議会等と協議しながら、標準保険料率を参考にしながら、流山市は流山市としての保険料率を定めるという事です。そこで不足する分についてこれまでと同じように一般会計からの繰入金という形で補填して、分賦金を納付するという仕組みになっていくと思います。ですので、保険料についての協議については各市で行っていく形になりますので、協議会自体は残っていきます。

(議長) 委員どうぞ。

(委員) 今、県に移行した後の負担割合が、資料 12 ページの流山市の場合は負担割合が 9 位で 10.37% となっていますが、これがもう少し高くなるであろうという見込のお話でしたが、その場合に、28 年度に保険料の見直しをして上げたと同時にまた、30 年度に負担割合が上がったときに、また見直しをするような形になるのかどうか。先程、委員もお話されましたが、ここで見直しをして、また何年も経たないうちにまた見直しをするのかどうか、その辺の見通しについてはいかがでしょうか。

(事務局) この件につきましては、平成 29 年度から始まる新たな公費負担の状況と都道府県化に伴う各市への分賦金が各市に示される予定ですが、その状況を見て判断しないと現在は何とも言えないところです。

ただ、保険料負担率というところでお話させていただきますと、県の平均と流山市の平均を比べますと、かなり差があると思います。ですので、例えば都道府県化で一気に上げるという話になると、非常に負担感が大きくなってしまふというところは懸念しているところですので、一旦、今生じている差を少しでも縮めておきたいという考えもあります。

(市民生活部長) 今、委員がおっしゃられた意見を、この諮問をさせていただく前段で、市長、副市長とも相談いたしました。いずれにしても県単位化になった時に、また保険料率の改定をしなければならない状況ですということで、改定期期については検討した方が良いという事で相談させていただきました。本来保険料率というのは税と同じ形で適時性をもって毎年きめ細かな改定をしていって、安定化を図るのが正しいやり方だと思いますが、住民感情や被保険者の負担の事を考えると、どうしても引上げしにくいという状況があつてこういう様な形になってきてしまったというところがありまして、市長からはその時に激変となるよりは、ここで一度皆さんに見直しのご審議をしていただいた方が良いのではという事で、今回諮問させていただきました。

(議長) 他にいかがですか。

(委員) 先程、流山市の住民の所得が高いという事を言われてましたが、ここにある数字をベースに考えますと、流山市は 9 3 4 , 5 2 3 円くらい、1 0 , 3 7 % で 9 6 , 9 1 0 円を逆算しますとこういった数値になります。そうすると、第 1 位が浦安の 1 , 0 4 2 , 9 7 7 円、第 2 位が市川市の 9 8 1 , 4 2 7 円、第 3 位が流山市の 9 3 4 , 5 2 3 円となりますが、これで間違いはないですか。

(事務局) 今、委員がお話された順位になります。

(委員) これは他市の事になりますが、流山市の場合は 9 3 4 , 5 2 3 円で 9 6 , 9 1 0 円を年間支払う。野田市に至っては 6 8 4 , 2 1 9 円で 1 0 4 , 7 5 4 円を支払うという事になりますが、相当な負担が野田市にはかかっています。よくやっていけるなと思います。流山市より年間 2 5 万円少ない訳ですよ。

これは意見を求めるわけではありませんので。

(委員) 全体的にどうなのでしょう。1 ページ目を見ても国保の所得平均は 8 3 万円で、年金で殆どやっている方が多い訳で、健保はこれぐらいたと、という事は、国保としては限界的な言葉を結構使いますが、限界フラグ的なもの、限界国保的なもの、国民皆保険制度を維持するためには、限界がどれくらいにあるのか一応、県は考えなければならぬし、市も考えなければならぬ。それを補填するにはどういう方法をサポートして市民サービスをしていくのか。公的に医療とかをぎりぎり経費削減しながら、収入がこれくらいの全国平均だと、国全体で限界的なものがあると感じがします。その辺を考えながら、日本全体で悩まなければならぬ。前期と後期がこれから必要なものが増えてきます。そうすると国保だけで財源をどうするのか。先程言われた野田市なんかは、本当に生活できるのかという事になります。少し心配になりますね。これも意見だけです。

(議長) 他にはいかがですか。

(委員) 次回で結構なのですが、流山市の法定外繰入金の歳入総額に対する割合と、例えば平成 2 0 年度からの経年変化のデータと近隣市

の状況についてご調査いただければありがたいです。

(議長)今、委員からもありましたが、今日説明があった資料以外に、こんなものが出るかとか、補足の資料としてこんな事が知りたいとか。そういった統計上作れないものもあるかもしれませんが、そういったことでも結構ですが。

それは、後でも大丈夫ですか。

(事務局)大丈夫です。委員からご指摘の資料につきましては、次回ご用意させていただきます。

(議長)私から一点お願いします。他市での保険料率の引き上げの状況ですね。流山市は7年間据え置いています。他市がどうなっているのか知りたいので、分かるところだけで結構ですので次回お願いいたします。

他にはいかがでしょうか。

(委員)基本的には先程の一般会計からの繰入金、1億4,800万円がターゲットになっているのだと思うのですが、今の社会保険の適用がだんだん拡大というか強化をされてきて、結局若い世代がどんどん抜けて行った場合には、ここにも示されていますように、今後益々補填分が増えていくことが見込まれているので、28年度の保険料を決めるのでしょうかけれども、31年度までの金額も出ておりますので、今後の流れというのとも考えながら、どうしたらいいのかという事を考えなければならないと思うのですが、その辺の考えについて、もし聞けるのであればお聞かせいただけますか。

(事務局)今現在での話という事につきましては、29年度以降の公費負担の在り方がはっきりした時点でないと、30年度以降の扱いについてどうなりますという事は申し上げられないという風に思っております。

(議長)他に何かございますか。よろしいですか。

これ以上ご質問は無いようですので、次回以降に具体的な説明をし

ていただいて、それについて協議していきたいと思います。

今日は事務局から流山市の現状についての説明をいただいたという事で、本日の会議は終了させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

～ 異議なしの声～

それでは、事務局から何かございますか。

(事務局) 次回の日程についてですが、短期間での開催という事で大変恐縮ではありますが、本日の内容を整理した上で、来月7月15日に開催したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(議長) よろしいですか。

かなり厳しい協議条件になろうかと思いますが、多くの方にご参加いただきたいと思います。

それでは以上をもちまして平成27年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会といたします。